

西鉄旅行旅っちょカード会員規約

第1条(規約の適用範囲)

株式会社トラベルバンク(以下、「当社」といいます)が、西鉄旅行株式会社(以下、「西鉄旅行」といいます)と提携して、お客様と締結する代金前払方式による西鉄旅行における取扱商品の購入権販売契約(以下、「西鉄旅行旅っちょカード契約」といいます)は、この規約の定めるところによります。ただし、当社がお客様との間で書面によりこの規約の定めと異なる特約を結んだときは、その特約が優先します。

第2条(契約の申込み)

当社に、西鉄旅行旅っちょカード契約の申込みをしようとするお客様は、所定の申込書に所定の事項を記入し、当社および西鉄旅行(以下、「両社」といいます)に提出していただきます。

2 前項のお申込に当たっては、お客様に、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年3月31日法律第22号)に準じた当社所定の本人確認のための書類またはその写しを提出していただきます。

第3条(契約の成立)

西鉄旅行旅っちょカード契約は、両社が前条の申込書を受理した後、両社が承諾した時に成立します。

2 お客様のご本人確認の手続きが当社所定の期間内に完了しない場合は、西鉄旅行旅っちょカード契約は成立しません。

第4条(購入権代金等)

前条第1項により西鉄旅行旅っちょカード契約が成立したお客様(以下、「会員」といいます)は、西鉄旅行旅っちょカード契約成立の時から、随時、当社に対し、購入権代金を西鉄旅行に持参するか、銀行振込みまたは引落サービスにより、支払うことができます。

2 当社は、前項のお支払を受け、当社がその入金を確認後、会員に対し、所定の取扱商品の購入権を、所定の期日までに付与します。

3 当社は、会員が購入権代金を西鉄旅行に持参された場合は西鉄旅行所定の領収書、金融機関への振込みによるお支払いの場合には金融機関の発行する振込金受領書、引落サービスによるお支払いの場合には、会員の預貯金通帳等に記帳された記録をもって、それぞれ購入権代金の領収書に代えさせていただきます。

第5条(口座維持手数料)

会員は、当社に対し、所定の口座維持手数料を購入権代金からお支払いいただきます。

2 お支払い済みの口座維持手数料は、会員の都合で契約が解除となった場合はお返ししません。

第6条(カードの貸与)

当社は、西鉄旅行旅っちょカード契約成立後、遅滞なく西鉄旅行旅っちょカード(以下、「カード」といいます)を発行し、会員届出住所に送付します。

2 会員は、カードの記載事項を確認のうえ、直ちに、カード裏面の署名欄に署名するものとします。

3 会員が、前項の署名をしないことにより生じた損害については、両社は一切の責任がありません。

4 カードは、カード上に表示された会員本人以外は使用できません。

5 カードの所有権は当社に帰属し、当社はカードを西鉄旅行旅っちょカード契約期間中に限り、会員に貸与するものです。

6 会員は、事由のいかんを問わず、西鉄旅行旅っちょカード契約を解除したとき、あるいは契約期間を延長して新たなカードを発行したときは、直ちに所定の方法でカードを当社に返還するか、カードに切り込みを入れてカードを廃棄しなければなりません。

7 契約コースにより、カードに代わって西鉄旅行旅っちょカード契約を証明する書類をお渡しいする場合があります。

第7条(有効期間)

西鉄旅行旅っちょカード契約の有効期間は、西鉄旅行旅っちょカード契約成立後、会員に送付するカードに記載します。

2 有効期間満了までに、西鉄旅行旅っちょカード契約解除のお申し出がない場合で、当社が引き続き会員として認める方に対しては、期間をさらに延長し、新たなカードを発行し、以後も同様とします。

第8条(暗証番号)

当社は、カード送付時にあらかじめ設定した暗証番号を会員に通知します。

2 会員は、暗証番号を当社所定の方法により、変更することができます。

3 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があっても、そのために生ずる一切の損害については会員がその責任を負うものとします。

第9条(購入権の行使とポイントの付与)

会員は、カードを所定の方法で示して売上票等にカードの署名と同じ署名をすることにより、または第6条第7項による西鉄旅行旅っちょカード契約を証明する書類を所定の方法で示して当社の定めるご本人を証明する書類等を所定の方法で示すことにより、西鉄旅行において、購入権を行使して所定の取扱商品又はサービス(以下、「取扱商品等」といいます)を購入することができます。

2 購入権は、それまでにお支払いいただいた購入権代金額と、別途定める西鉄旅行旅っちょカードポイントサービス規程により算出したポイント額の合計額です。

3 会員が購入権を行使して購入または提供を受けた商品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と西鉄旅行との間で解決するものとします。

第10条(本人確認、カードの譲渡、買入等の禁止と免責)

当社は、会員の購入権行使に際して、前条第1項により、会員の本人確認をいたします。

2 当社は、前項の定めに基づき、会員の本人確認ができた場合は、会員が購入権を行使されるものとみなし、購入権行使に関する会員に対す

る一切の責を免れます。

3 会員は、カードを厳重に管理しなければならず、両社は、カードの第三者の使用につき、何ら責任を負いません。

4 会員は、カードを第三者に譲渡し、買入する等の処分をし、貸与する等、第三者に利用させることはできません。

5 当社は、通信システム障害、回線障害、災害、事変などやむをえない事由によりカードが使用できない場合は責任を負いません。

第11条(カードの紛失、盗難等および再発行)

会員がカード又は第6条第7項に定める証明書類(以下、「カード等」といいます)の紛失、盗難等で他人にカード等を使用された場合、その行使された購入権代金は会員の負担とします。

2 偽造カードの使用にかかる行使された購入権代金は、会員の負担とはなりません。ただし、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該偽造カードの使用にかかる行使された購入権代金は会員の負担とします。

3 会員は、カードが紛失、盗難などに遭ったときは、直ちに、当社に連絡しなければなりません。また、当社所定の方法で、所定の手数料を負担することにより、カード等の再発行を受けることができます。

4 会員が、前項の手続を完了するまでの間に、カード等が利用された場合は、両社はいかなる意味でも責任を負いません。

第12条(残高照会)

会員は、未行使の購入権代金の額を当社所定のホームページにて、暗証番号を使用して所定の方法で確認することができます。

第13条(契約の解除)

当社は、当社の事情によりいつでも西鉄旅行旅っちょカード契約を解除することができます。

2 当社は、会員が所定の期日までに会員が口座維持手数料の支払いあるいは購入権代金の支払いをされないとき、または会員による虚偽申込、不正利用、同一名義人による複数の申し込みなどが判明したときは、西鉄旅行旅っちょカード契約を解除することができます。

3 会員は、海外に移住された場合等、日本国内において、購入権の行使ができないと思われるやむを得ない場合には、当社の定める方法により西鉄旅行旅っちょカード契約を解除することができます。

第14条(解除の効果)

当社は、前条第1項に基づき西鉄旅行旅っちょカード契約が解除されたときは、未行使の購入権にかかる購入権代金とその購入権代金に対し、支払われた日から払い戻し日までの間について、商事法定利率(現行:年6%)を乗じて算出した金額の合計額を、会員に現金にて払い戻いたします。

2 当社が前条第2項に基づき西鉄旅行旅っちょカード契約を解除する場合は、未行使の購入権にかかる購入権代金より当社が被った損害を差し引いた上で、会員に現金にて払い戻します。

3 当社は、前条第3項に基づき西鉄旅行旅っちょカード契約が解除されたときは、未行使の購入権にかかる購入権代金に所定の契約解除手数料を減じた額を、会員に現金にて払い戻します。

第15条(申込書記載事項等の変更)

会員は、お申込みの際に当社に提出されたご連絡先住所又は氏名など申込書記載事項に変更があったときは、変更の都度、直ちに所定の申込書に変更事項をご記入のうえ当社に変更事項を届出しなければなりません。

2 前項の届出がない場合その他会員の責に帰すべき事由により、当社からの通知、送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合は、通常到着するべき時に到着したものとみなします。

第16条(権利譲渡の禁止)

西鉄旅行旅っちょカード契約に基づき会員が取得する当社に対する権利は、購入権を含めて、譲渡、買入れ等の処分をすることはできません。

第17条(取扱商品)

購入権行使の対象となる、西鉄旅行の取扱商品等は別途定めるものとします。

2 会員が、西鉄旅行旅っちょカード契約をお申込みになった時点において西鉄旅行が購入権行使の対象とした取扱商品等を、その後西鉄旅行の都合により会員に通知することなく取扱いをやめることがあります。

第18条(業務委託の同意)

当社は、西鉄旅行旅っちょカード契約に基づく業務の一部又は全部を、当社が選定した第三者に委託することがあります。

第19条(個人情報の保護と利用)

会員は、個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等の西鉄旅行旅っちょカード契約申込み時又は変更届出時に会員が記入又は入力して両社に提出した属性等の個人情報及び利用履歴等の情報をいい、以下同様とします)に関し、以下の各号について同意するものとします。

(1) 両社が、取引上の判断および商品、サービスの開発のために、収集し利用すること。

(2) 両社並びに当社の委託した第三者が、西鉄旅行旅っちょカード契約に基づく業務処理のために利用すること。

(3) 両社が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝広告物の送付等の営業のご案内をすること。

2 両社は、個人情報の管理について責任を有するとともに、会員の個人情報を注意して取扱い、その保護に努めます。

3 会員は、両社に対し、宣伝広告物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。

4 会員は、両社に対し会員ご自身の個人情報を開示できるよう求めることができます。開示請求により、会員の個人情報の内容が、不正確又は誤りであることが明らかになったときは、会員は、両社に対し、書面をもってその訂正又は削除を求めることができます。

個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問合せ・

ご相談については、下記におたずねください。

名称:株式会社トラベルバンク お客様相談室

住所:郵便番号100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号

電話番号:03-3284-7353

受付時間:月曜日～金曜日(祝日、年末・年始は除きます。)午前10時～午後6時

第20条(諸法令の適用)

会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律など関連する法令に従い、許可書、証明書、その他必要に応じて書類を提出していただきます。また、新たな法律上の規制が行われたとき、会員による虚偽申込、不正利用などにより当社がカードの利用を不相当と認めるときは、購入権額の行使制限または行使の停止措置を講ずることがあります。

第21条(管轄裁判所)

西鉄旅行旅っちょカード契約に関する当社と会員との間の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とします。

第22条(規約の改正)

この西鉄旅行旅っちょカード会員規約は、会員の個別の承諾を得ることなく、当社から変更事項を当社所定の方法により告知し、改正することがあります。変更の告知後に、会員が購入権代金の支払いあるいは購入権を行使された場合は、改正に同意されたものとみなします。

第23条(規約の準用)

この規約に定めのない事項については、当社の他の規則その他当社のインターネットホームページなどへの掲載内容により取扱います。

(2009年7月1日現在)

●西鉄旅行の所定の取扱商品等 ・募集型企画旅行 ・受注型企画旅行 ・宿泊 ・宿泊をとまなう手配旅行 ●購入権代金の当社への支払い:5,000円以上/件、上限2000万円 ●引落サービスの引き落とし回数:6回～36回 ●契約解除手数料:1,050円(税込み) ●口座維持手数料:年額525円(税込み) 初年度無料 前年度に1回でも購入権代金の入金又は購入権の行使がある場合は無料 ●カード再発行手数料 1,050円(税込み)

(2009年7月1日現在)

西鉄旅行旅っちょカード及び トラベルバンク西鉄旅行ビザプリペイドカード ポイントサービス規程

第1条(規程の目的)

本規程は、株式会社トラベルバンク(以下、「当社」といいます)が西鉄旅行株式会社(以下、「西鉄旅行」といいます)と提携してお客様と締結する西鉄旅行旅っちょカード契約またはトラベルバンク西鉄旅行ビザプリペイドカード契約について、西鉄旅行が提供する特典(以下、「西鉄旅行旅っちょカードポイントサービス」といいます)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条(西鉄旅行旅っちょカードポイントサービス)

西鉄旅行旅っちょカードポイントサービスとは、当社と西鉄旅行旅っちょカード契約またはトラベルバンク西鉄旅行ビザプリペイドカード契約を締結したお客様(以下、「会員」といいます)が西鉄旅行から所定のサービスを受け取ることができる制度です。

第3条(ポイントの付与)

西鉄旅行は、会員の未行使の購入権代金額に対して、当社が入金を確認した日から所定の料率を乗じて毎月末に算出(1ポイント以下切捨て)し、翌月1日に付与します。

2 西鉄旅行は、特定の会員に対して、前項とは別に、ポイントを付与することがあります。

第4条(ポイントの換算)

ポイントは所定の率にて換算します。

第5条(ポイントの有効期限)

ポイントはポイントが付与された日から到来する3回目の3月31日まで有効とし、当該日の経過を以て失効します。

2 有効期間を経過して失効となったポイントの再付与はできません。

第6条(ポイントの確認)

会員は、当社に問い合わせることにより、所定の営業時間中に限りポイント残高を確認することができます。ただし、会員は本人確認を行ううえで必要となる所定の個人情報を西鉄旅行の質問に応じて告げなければなりません。

2 会員は、当社ホームページにて所定の操作をすることによりポイント残高を確認することができます。ただし、確認できるポイント残高は、当該確認日の前日時点のものとなります。

第7条(ポイントの消滅)

理由の如何を問わず、西鉄旅行旅っちょカード契約またはトラベルバンク西鉄旅行ビザプリペイドカード契約が解除されたときは、既に蓄積されているポイントは、すべて失効するものとします。

第8条(西鉄旅行からの委託)

会員は、ポイントの付与、蓄積、告知などに関する事務処理を西鉄旅行からの委託にもとづき、当社が行うことを予め承認するものとします。

第9条(疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元など会員の西鉄旅行旅っちょカードポイントサービスに関する疑義は、西鉄旅行の決するところによるものとします。

第10条(終了・中止・変更等)

西鉄旅行は予告なしに、いつでも西鉄旅行旅っちょカードポイントサービスを終了もしくは、中止し、または内容を変更することができるものとし、会員は予めその旨承認するものとします。

(2009年7月1日現在)

●未行使の購入権代金額に対して乗じる料率:年率1.0%

●ポイントの換算:1ポイントを1円として換算

(2009年7月1日現在)